

住居届

電子媒体で作成する場合は署名・押印不要

令和 3年 4月 1日提出

国立大学法人新潟大学長 殿	勤務部署名	新潟大学 社会・教育科学系		
	職名	講師	氏名	新潟 一郎

国立大学法人新潟大学職員給与規程第24条（住居手当）に基づき、居住の実情を届け出ます。

家賃額が改定された日

(届出の理由が生じた日)  
令和 3年 4月 1日

家賃額が改定された場合は、5にチェック

職員が居住する借家・借間	届出の理由	<input type="checkbox"/> 1 新規 <input type="checkbox"/> 2 支給要件の喪失 <input type="checkbox"/> 3 転居（1又は2に該当する場合を除く） <input type="checkbox"/> 4 契約関係の変更 <input checked="" type="checkbox"/> 5 家賃額の改定 <input type="checkbox"/> 6 その他（ ）			
	契約開始日	令和 年 月 日から	住宅への入居日	令和 年 月 日 <small>(注：備考の※印に該当する場合はその理由を記入してください。)</small>	
	住宅の所在地				
	住宅所有者	続柄（ ）	住所		
	住宅の貸主	続柄（ ）	住所		
	住宅の借主	<input type="checkbox"/> 本人 <input checked="" type="checkbox"/> 改定された家賃額を記入 ( )    共同名義人が <input type="checkbox"/> いない    続柄 ( ) <input type="checkbox"/> いる    ( )			
	家賃等	月額 50,000 円 (令和3年 4月1日から)	左記家賃等には <input type="checkbox"/> 電気、ガス又は水道の料金が含まれている。(光熱費込みの下宿代) <input type="checkbox"/> 食費等が含まれている。(まかない付下宿代)		

(届出の理由が生じた日)  
令和 年 月 日

配偶者等が居住する借家・借間	届	<b>必要書類（参考）</b> ※必要に応じて、別途証明書等が必要となることがあります。 ※やむを得ず必要書類が一部遅延場合は先に住居届を速やかに提出願います。 ・家賃額が改定することが確認できる書類 Ex) 家賃額変更通知書のコピー ・家賃額変更前の家賃を支払ったことがわかる、以下のいずれかの書類 ・通帳の表紙、及び通帳の引落箇所のコピー ・銀行への振込明細書のコピー ・領収書のコピー ・家賃額変更後の家賃を支払ったことがわかる、以下のいずれかの書類 ・通帳の表紙、及び通帳の引落箇所のコピー ・銀行への振込明細書のコピー ・領収書のコピー	日
	契		の理
	住		
	住		
	住		
	家		
備考	※住居 例1： 例2：		

記入上の注意

- 「家賃等」欄には、権利金、敷金、食費、電気代、ガス代、水道代、共益費若しくは店舗付住宅の店舗部分その他これに類するものに係る借料又は借り受けた住宅を他に転貸している場合の転貸部分に係る家賃等を含まない額を記入する。ただし、住居に関する支払額に電気、ガス若しくは水道の料金が含まれている場合（例：光熱費込みの下宿代）又は居住に関する支払額に食費等が含まれている場合（例：まかない付下宿代）で家賃に相当する額の算出が困難なときは、光熱費、食費等を含めた額（光熱費込みの下宿代又はまかない付下宿代）を記入して差し支えない。なお、この場合には該当するものにチェックを付するものとする。
- 家賃額の改定等居住の実情等の一部に変更がある場合は、変更内容に関係のない事項の記入を省略することができる。
- 「配偶者等が居住する借家・借間」欄は、単身赴任手当を支給される職員が届け出る場合のみ記入する。